

令和2年度 第9回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和2年12月8日				招集の場所	若桜町公民館 2階 大会議室			
開会時刻	午前9時00分				閉会時刻	午前10時30分			
出席委員	1番	伊井野 孝一	2番	西山 博文	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一	
	5番	小林 正樹	6番	田中 圭子	7番	永原 聡	8番	津村 光明	
	9番	山本 義紀	10番	浅井 裕			推進委員	山本 昭子	
欠席委員	推進委員	茗荷 主吉							
日 程	1 開会 2 会長あいさつ 3 農業委員会憲章の唱和 4 議事録署名委員の決定 5 報告事項 報告第1号 農業委員会行事等の報告について 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 6 付議事項 議案第1号 利用権設定等申出について 議案第2号 農用地利用配分計画案について 7 その他								
委員会出席者	竹本事務局長 銀杏主事								
議事録署名委員	3番	藪田 道正	4番	盛田 敬一					
議 事 内 容									
1. 開会	事務局	令和2年度第9回若桜町農業委員会定例会を開催します。本日は、農業委員全員が出席ですので、今回の定例会は成立します。茗荷推進委員さんは欠席です。会長さんよりあいさつをお願いします。							
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)							

3. 農業委員会憲章の唱和	会 長	農業委員会憲章の唱和であります。鳥取県農業委員会特別研修会でも式次第に謳ってありましたけれども、コロナ禍のことがあって中断ということになりましたので、この定例会でもやめたいと思います。
4. 議事録署名委員の決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、3番の藪田委員と4番の盛田委員でお願いします。
5. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和2年11月9日から12月7日までの行事等についてです。まず11月9日ですが、第8回農業委員会定例会を開催しました。10日ですが、第7回農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。22日には、令和2年度農業委員会特別研修会が倉吉市で開催されました。そしてこの1ヶ月間で、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を2件、利用権設定等申出書を4件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
	会 長	報告第2号に移ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。
事務局	報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。 1件目の届出に係る農地は大字若桜の農地1筆と大字赤松の農地2筆、地目はいずれも登記簿・現況ともに田で、3筆の合計面積は3,386㎡です。権利を取得した人は、若桜町大字赤松の〇〇〇〇で、被相続人は〇〇〇〇〇〇です。権利を取得した日は令和2年11月12日、権利を取得した事由は相続です。取得した権利の種類は所有権で、耕作状況ですが、大字若桜は休耕田で、大字赤	

松は耕作中です。農業委員会による斡旋の希望をされます。

会 長

担当委員から、何かありますか。

職務代理

権利を取得した人の住所が大字赤松になっていますが、本当に正しいですか。

事務局

書類等の送付先ということで大字赤松にしておりまして、住民基本台帳上の住所は県外です。

職務代理

農地法に基づく届出の住所が、架空なのでしょう。書類等の送付先については、括弧書きにすべきかと思います。登録済みの住所が出る届出でないと、本来はおかしいです。2件目については登録済みの住所で出ています。

事務局

職務代理さんがおっしゃるとおり、住所は登録済みのもので申請等をする。送り先はあくまでも仮の住所ですし、いかがいたしましょうか。

職務代理

住所以外は1つも問題ありませんが、受理するときにそういうことを確認しなければなりません。

会 長

この件については、正式な住所を書いてもらうこととして、保留としたいと思いますが、いかがですか。

委 員

(異議等なし)

会 長

それでは、この件は保留とします。
次の農地法第3条第1項の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局

2件目の届出にかかる農地は、大字菴米の田5筆。地目はいずれも登記簿・現況ともに田で、5筆の合計面積は1,737㎡です。権利を取得した人は、鳥取市の〇〇〇〇です。権利を取得した

6. 付議事項

日は令和2年11月20日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権で、5筆は現在も耕作中、農業委員会からの斡旋等の希望はされないようです。

会 長

私の担当区域です。現地にも行きましたけれども、特に問題ないと思っています。前の所有者が約4年前に亡くなり、そのままにされていたけれども、このたび利用権設定が切れるということがあり、相続で所有権移転しないといけないということで、〇〇〇〇が相続されました。すべて〇〇〇〇が作っておりますので、後ほど利用権設定等申出の付議事項で出ますけれども、再設定ですし、相続についても問題ないと考えております。

只今の報告について、意見、質問ありませんか。

委 員

(意見等なし)

会 長

2件、届出の報告がありましたけれども、1件が保留でもう1件が受理とします。

会 長

付議事項です。議案第1号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めます。

1件目の申請農地は大字巻米の田5筆で、5筆の合計面積は1,737㎡です。農振区分は5筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は若桜町大字巻米の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は貸貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

私の担当区域ですので、事前調査をしました。先ほどの相続の届出との関係です。先ほど言いましたように、前の所有者が亡くなられて貸付人に相続されて、利用権設定の期間が切れるので契約したということです。再設定で、これまでも作っておられます。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 （異議等なし）

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 2 件目の申請農地は大字菴米の農地 2 筆。2 筆の合計面積は 1, 3 0 7 m²です。農振区分は 2 筆とも農用地域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字菴米の〇〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字菴米の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は 5 年、貸借種別は賃貸借で 1 0 アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 私の担当区域ですので、事前調査をしました。1 筆目については、ここは耕地整理されていない所で、農道があります。自動車は通れないですけれども一輪車が通れるほどの道がありまして、実際は田ではないです。2 筆目ですが、現状は 4 枚に分かれています。こういう農地は菴米には結構あります。この 1 反 3 畝くらいの窪をまとめて 1 枚にすると、ものすごい段差になりますので、これを 1 筆の地番で 4 枚に分けました。こういう田も耕地整理されればすべて 1 枚になりますけれども、菴米棚田の耕地整理はできませんでした。この件も再設定で、これまでも〇〇〇〇円を払って作っているということです。

この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員 （異議等なし）

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。
次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 3件目の申請農地は大字赤松の田2筆。2筆の合計面積は2,183㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は9年9ヶ月、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

職務代理 これは、先ほどありました相続の届出に係る件です。田2筆になっていますが、現状は1枚の田です。以前は他の農家による利用権設定で耕作されていましたが、高齢により所有者に返すということで、今度は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構と利用権設定をするということでありまして、担当委員として特に問題ないということです。

会長 最終的には、町内の農業法人が耕作するのですか。

職務代理 その農業法人が耕作する予定です。

会長 この件について、質問、意見等はありませんか。

伊井野委員 住所の欄は、相続人代表の住所になるのでしょうか。やはり、登録済みの住所を書いてもらわないといけません。

職務代理 確かに直すほうがいいですね、公的機関との契約ですし。

会長 先ほどの相続の届出も保留にしましたし、これも順番として通せません。先ほどの相続の届出と同様に、住所を訂正してもらうということをお願いします。

会 長 議案第2号、農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出がありましたので、農業委員会からの意見を求めます。

利用配分計画案に係る農地は大字赤松の田2筆。2筆の合計面積は2,183㎡です。権利の種類は賃貸借権で、契約期間は9年9ヶ月間、10アールあたりの賃借料は5,000円です。借受予定者は若桜町の農業法人で、解除条件はありません。この農業法人につきましては、以前に農地中間管理権を取得されましたので、事業の種類以降は省略することができるものとなっております。

職務代理 これは、町が作成する計画案でしょう。

事務局 はい。町が作成しまして、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構に提出します。その前に、農業委員会からの意見を聞くこととなっています。

職務代理 耕作面積がこれで正しいかどうかということもありますし、機械の所有状況も変わっていますので、現状に合わせて計画案を作ってもらわないといけません。

事務局 耕作面積につきましては、農地台帳システムにあります、農業法人が農地中間管理権を設定している面積としております。ちなみに、計画案の耕作面積は、町外の方は含めていません。

職務代理 農業経営の状況といえば、実際に〇〇㎡作っているという面積でないといけないのではないですか。他の農業法人の場合は、若桜町内のみの面積ですか、それとも町内外問わずすべての農地を入れてありますか。

事務局 他の農業法人の場合は、町内外問わずすべての農地を入れております。

職務代理 それでしたら、同じ書き方でないといけません。

7. その他

伊井野委員

八頭町の分が〇〇㎡、若桜町の分が〇〇㎡というように、町内外ともに把握できる内容がよいです。

職務代理

農地台帳の合計のみでは、実際の耕作面積と差異が生じます。そもそも、この計画案は耕作者の能力を見るためのものなのでしょう。

事務局

はい。

会 長

利用権設定と一緒に、農地を借り受ける能力があるかということを見るためのものです。経営実績であれば、町外の範囲であっても入れないといけないのではないですか。そのあたりも勉強してみてください。

事務局

この計画案が、属人か属地かという部分もありますので、こちらも確認します。

職務代理

機械の所有状況は役場ではわからないでしょうから、農業法人が見ますけれども、考え方はしっかり説明してもらわなければなりません。

会 長

そこをはっきりさせてから提出ということにして、今回は保留とします。

事務局

ちなみに、始期年月日が令和3年2月1日ですけれども、それが1ヶ月遅れます。

会 長

その他の事項です。

●若桜町表彰受賞候補者の推薦について協議。今回は、農業委員会からの推薦者なしということで決定。

会 長

- 事務局より、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の作成計画について説明及び意見聴取の依頼あり。
- 農業委員より、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地の一時転用について問題提起あり。
- 農地利用最適化推進委員より、利用権設定に係る奨励金について問題提起あり。
- 次回定例会は、翌年1月12日（火）9：00～に決定。

以上で、令和2年度第9回の定例会を終了します。